



2026年度標語 **気を付けよう 心の傷も 労災です**  
 6月度標語 **もう一度 初心に戻り 労災ゼロ!!**

**第99回「全国安全週間」** ~多様な人材 全員参加  
 みんなで育てる安全職場~  
 準備期間:6月1日(月)から30日(火) 本週間:7月1日(水)から7日(火) 主催:厚生労働省、中央労働災害防止協会

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎えます。

令和7年の労働災害について、死亡者数、休業4日以上死傷者数は前年に比べ減少の見込みではあるものの、死亡者数は600名、休業4日以上死傷者数は13,000名を超えており、多くの労働者が労働災害に見舞われています。特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

全ての従業員が安心して働ける職場環境実現のため、労働組合として積極的に取り組んでいきましょう。

**全国安全週間および準備期間中に実施する事項**

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一および安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間および全国安全週間にふさわしい行事の実施

**安全衛生管理体制の確立と業種特性に応じた労働災害防止対策を**

安全衛生活動の土台となるのは管理体制の整備です。企業トップの意思表明と共に、すべての事業場に安全衛生委員会を設置し、安全衛生計画を策定しましょう。また、それぞれの業種特性に応じた労働災害防止対策を立案することで、職場の自主的な活動が促されるよう取り組みを進めていくことも大切です。

なお、実施要綱等の詳細については厚生労働省または中央労働災害防止協会HPをご確認ください。  
 (厚労省) [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_71713.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71713.html)  
 (中災防) <https://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/youkou.html>

6月1日より活動展開中!! 全国安全週間に向けて点検活動に取り組みましょう!!  
**UAゼンセン「2026労働環境総点検運動」**

**労働環境総点検チェックリストによる職場点検 期間:6月1日(月)~7月31日(金)**

UAゼンセン「労働条件集約システム」にある「労働環境総点検チェックリスト」を活用し、職場の現状を点検しましょう。スマートフォンやタブレットからも簡単に入力できますので、運動期間中に必ずご回答ください。

6月1日(月)よりオンライン入力を開始し、7月31日(金)で入力を締め切ります。  
 点検を通じて発見された課題や改善項目については、安全衛生委員会や労使協議会などを通じて労使で情報を共有し、計画的かつ確実に職場環境の改善を行うよう、取り組みを進めましょう。  
 労働条件集約システム: <http://uazensen.com/syuyaku/sys/login.php>



**労働組合の活動方針に「安全衛生」の項目を記載しましょう**

労働災害防止の取り組みを推進していくためには、労使が協力して職場の安全衛生活動に関わることが求められます。そのためには、労働組合組織内においても、安全衛生管理体制を整備し、構築することが必要不可欠になります。これから多くの加盟組合において、次年度の活動方針についての議論が始まります。まずは、定期大会議案書のなかに安全衛生活動に関わる「運動方針」への記載はもとより、「年間活動計画」の策定にも併せて取り組んでいきましょう。

**2027年度 労働安全衛生標語 募集**

安全で健康を第一とする職場は、最も基本的で最低限の労働条件のひとつです。安全衛生を最優先する職場風土を築き上げ、快適で働きやすい職場環境づくりを呼びかける標語を募集します。

●表 彰 最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作10点  
 (最優秀賞・優秀賞に1万円分、佳作に3千円分のQUOカードを進呈)  
 ●応募対象者 UAゼンセンの加盟組合員とそのご家族  
 ●応募方法 作品標語と組合名・支部名、氏名、連絡先を明記のうえ、Eメールまたは郵送にてご応募ください。(おひとり1点の応募とさせていただきます)  
 ●応募期間 6月1日(月)より応募を開始し、7月31日(金)到着分まで有効です。

**2027年度 労働安全フォトコンテスト**

職場における安全と衛生に関する取り組みを写真にすることで見える化し、安全衛生への意識を高めることを狙いととしています。また、応募作品を通じて職場における安全風土の構築に寄与することを目指しています。加盟組合の仲間にとって参考となる作品を募集します。

●表 彰 最優秀賞2点、優秀賞2点  
 (最優秀賞に1万円分、優秀賞に5千円分のQUOカードを進呈)  
 ●応募対象者 UAゼンセンの加盟組合員  
 ●応募作品 安全衛生に関する取り組みをテーマにした写真(スマホで撮影した写真可)  
 ●応募方法 作品名および取り組み内容の説明、組合名・支部名、氏名、連絡先を明記のうえ、写真を添付(ファイル形式はJPG、PNG、TIF、BMP)し、Eメールでご応募ください。  
 ●応募期間 6月1日(月)より応募を開始し、7月31日(金)到着分まで有効です。

**2026年度最優秀賞作品**

「ココロも繋がっているよ」  
 【取り組み内容】リモートワークで直接会えなくても、健康・メンタルの管理は大事。ちょっとした声かけと表情から読み取る気配りを。

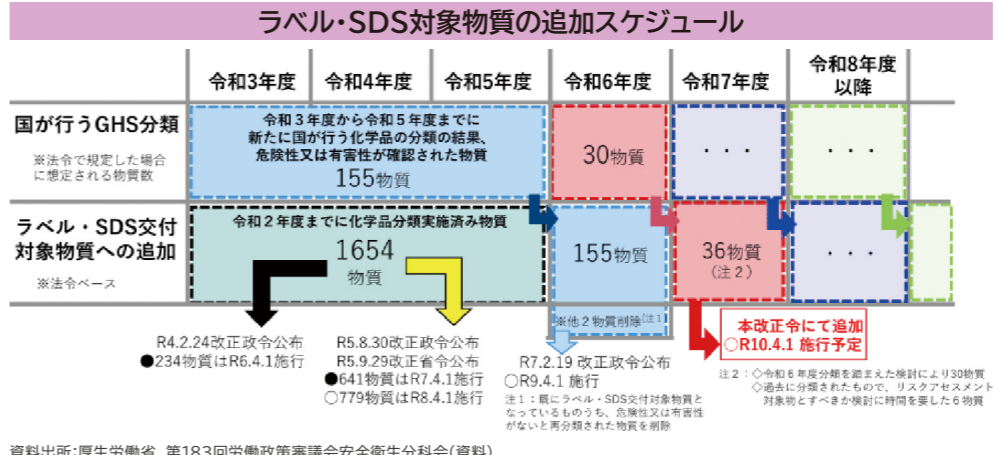
「始業前は準備体操を!」  
 【取り組み内容】私は大丈夫! 思い込みと過信が思わぬ労災に繋がります。始業前の準備体操はしっかりと実施しましょう!

**Pick up! 化学物質規制：ラベル・SDS交付対象物質が新たに36物質追加**

2024年の労働安全衛生法の関係政令改正に伴い、ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメント対象物質が大幅に追加されました。(国がGHS分類済みの約2,900物質+以降新たに分類する物質)

規制対象物質については2024年の改正以降、順次追加され、2026年の労働安全衛生法施行令改正により、新たに36物質がラベル・SDS交付対象として追加されました。

化学物質の自律的な管理の実施状況については、衛生委員会などで労使で共有、調査審議を行う必要があります。化学物質の危険性や有害性を正しく理解し、化学物質と正しく向き合うことから始めましょう。



**【労使によるモニタリングの内容】**

- リスクアセスメントの手法及び実施結果
- リスクアセスメントに基づく措置の実施状況(化学物質の発散抑制のための方法、設備、整備・点検状況、稼働状況、保護具の選択・使用・管理状況など)
- 労働者のばく露の状況(作業環境測定または個人ばく露測定の実施方法、結果など)
- 健康診断の実施状況

※実施の要否は労使で議論し事業者が決定



2026年度標語 気を付けよう 心の傷も 労災です

6月度標語 もう一度 初心に戻り 労災ゼロ!!

## 第99回「全国安全週間」 ～多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場～

準備期間:6月1日(月)から30日(火) 本週間:7月1日(水)から7日(火) 主唱:厚生労働省、中央労働災害防止協会

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎えます。

令和7年の労働災害について、死亡者数、休業4日以上死傷者数は前年に比べ減少の見込みではあるものの、死亡者数は600名、休業4日以上死傷者数は13,000名を超えており、多くの労働者が労働災害に見舞われています。特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

全ての従業員が安心して働ける職場環境実現のため、労働組合として積極的に取り組んでいきましょう。

### 全国安全週間および準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一および安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間および全国安全週間にふさわしい行事の実施

### 安全衛生管理体制の確立と業種特性に応じた労働災害防止対策を

安全衛生活動の土台となるのは管理体制の整備です。企業トップの意思表明と共に、すべての事業場に安全衛生委員会を設置し、安全衛生計画を策定しましょう。また、それぞれの業種特性に応じた労働災害防止対策を立案することで、職場の自主的な活動が促されるように取り組みを進めていくことも大切です。

なお、実施要綱等の詳細については厚生労働省または中央労働災害防止協会HPをご確認ください。

(厚労省) [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_71713.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71713.html)

(中災防) <https://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/youkou.html>

6月1日より活動展開中!! 全国安全週間に向けて点検活動に取り組みましょう!!

## UAゼンセン「2026労働環境総点検運動」

労働環境総点検チェックリストによる職場点検 期間:6月1日(月)～7月31日(金)

UAゼンセン「労働条件集約システム」にある「労働環境総点検チェックリスト」を活用し、職場の現状を点検しましょう。スマートフォンやタブレットからも簡単に入力できますので、運動期間中に必ずご回答ください。

6月1日(月)よりオンライン入力を開始し、7月31日(金)で入力を締め切ります。

点検を通じて発見された課題や改善項目については、安全衛生委員会や労使協議会などを通じて労使で情報を共有し、計画的かつ確実に職場環境の改善を行うよう、取り組みを進めましょう。

労働条件集約システム: <http://uazensen.com/syuyaku/sys/login.php>



## 労働組合の活動方針に「安全衛生」の項目を記載しましょう

労働災害防止の取り組みを推進していくためには、労使が協力して職場の安全衛生活動に関わることが求められます。

そのためには、労働組合組織内においても、安全衛生管理体制を整備し、構築することが必要不可欠になります。

これから多くの加盟組合において、次年度の活動方針についての議論が始まります。まずは、定期大会議案書のなかに

安全衛生活動に関わる「運動方針」への記載はもとより、「年間活動計画」の策定にも併せて取り組んでいきましょう。

## 2027年度 労働安全衛生標語 募集

安全で健康を第一とする職場は、最も基本的で最低限の労働条件のひとつです。安全衛生を最優先する職場風土を築き上げ、快適で働きやすい職場環境づくりを呼びかける標語を募集します。

- 表彰 最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作10点  
(最優秀賞・優秀賞に1万円分、佳作に3千円分のQUOカードを進呈)
- 応募対象者 UAゼンセンの加盟組合員とそのご家族
- 応募方法 作品標語と組合名・支部名、氏名、連絡先を明記のうえ、Eメールまたは郵送にてご応募ください。  
(おひとり1点の応募とさせていただきます)
- 応募期間 6月1日(月)より応募を開始し、7月31日(金)到着分まで有効です。

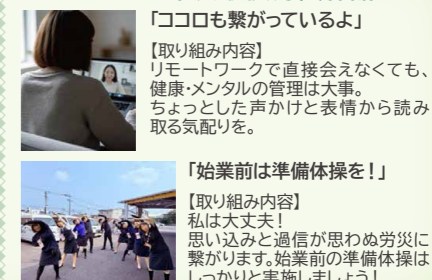


## 2027年度 労働安全フォトコンテスト

職場における安全と衛生に関する取り組みを写真にすることで見える化し、安全衛生への意識を高めることを狙いととしています。また、応募作品を通じて職場における安全風土の構築に寄与することを目指しています。加盟組合の仲間にとって参考となる作品を募集します。

- 表彰 最優秀賞2点、優秀賞2点  
(最優秀賞に1万円分、優秀賞に5千円分のQUOカードを進呈)
- 応募対象者 UAゼンセンの加盟組合員
- 応募作品 安全衛生に関する取り組みをテーマにした写真  
(スマホで撮影した写真可)
- 応募方法 作品名および取り組み内容の説明、組合名・支部名、氏名、連絡先を明記のうえ、写真を添付(ファイル形式はJPG、PNG、TIF、BMP)し、Eメールでご応募ください。  
なお、事業場ごとに1点の応募とさせていただきます。
- 応募期間 6月1日(月)より応募を開始し、7月31日(金)到着分まで有効です。

### 2026年度最優秀賞作品



## Pick up! 化学物質規制：ラベル・SDS交付対象物質が新たに36物質追加

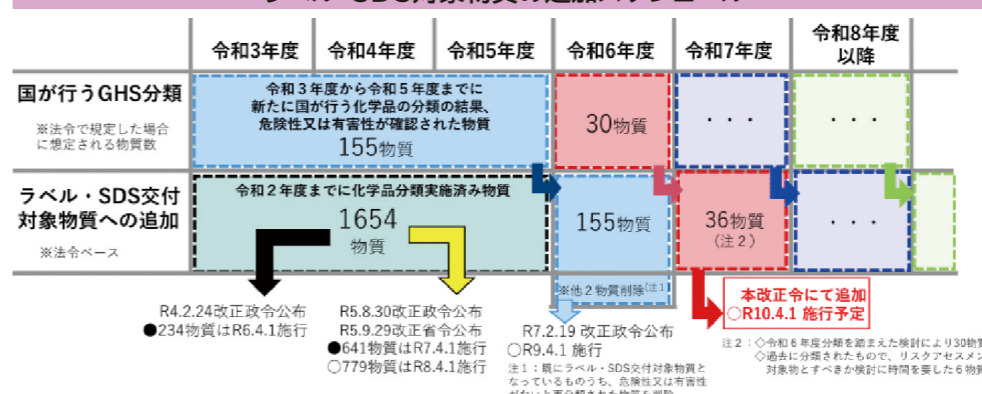
2024年の労働安全衛生法の関係政令改正に伴い、ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメント対象物質が大幅に追加されました。(国がGHS分類済みの約2,900物質+以降新たに分類する物質)

規制対象物質については2024年の改正以降、順次追加され、2026年の労働安全衛生法施行令改正により、新たに36物質がラベル・SDS交付対象として追加されました。

化学物質の自律的な管理の実施状況については、衛生委員会などで労使で共有、調査審議を行う必要があります。

化学物質の危険性や有害性を正しく理解し、化学物質と正しく向き合うことから始めましょう。

### ラベル・SDS対象物質の追加スケジュール



### 【労使によるモニタリングの内容】

- リスクアセスメントの手法及び実施結果
- リスクアセスメントに基づく措置の実施状況  
(化学物質の発散抑制のための方法、設備、整備・点検状況、稼働状況、保護具の選択・使用・管理状況など)
- 労働者のばく露の状況  
(作業環境測定または個人ばく露測定の実施方法、結果など)
- 健康診断の実施状況  
※実施の要否は労使で議論し事業者が決定